

安城市指定事業者等による第1号事業の支給額に関する基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行。以下「総合事業実施要綱」という。）第3条第1号ア（ア）及び（イ）に規定する第1号訪問事業、同号イ（ア）及び（イ）に規定する第1号通所事業並びに同号ウに規定する第1号介護予防支援事業の支給額に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(第1号事業の支給額)

第3条 安城市指定事業者等による第1号事業実施要綱（平成29年4月1日施行）第11条に規定する第1号事業の支給額は、サービス費用基準額（次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額が現に当該各号のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額）をいう。）の100分の90（法第59条の2第1項に規定する所得の額が、同項の政令で定める額以上である者にあつては100分の80、同条第2項の政令で定める額以上である者にあつては100分の70）に相当する額とする。

- (1) 介護予防訪問サービス事業 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）に掲げる安城市の地域区分に基づく訪問介護の割合に10円を乗じて得た額に、別表第1に掲げる単位数を乗じて得た額
- (2) 生活支援訪問サービス事業 単価告示に掲げる安城市の地域区分に基づく訪問介護の割合に10円を乗じて得た額に、別表第1に掲げる単位数を乗じて得た額
- (3) 介護予防通所サービス事業 単価告示に掲げる安城市の地域区分に基づく通所介護の割合に10円を乗じて得た額に、別表第1に掲げる単位数を乗じて得た額
- (4) 生活支援通所サービス事業 単価告示に掲げる安城市の地域区分に基づく通所介護の割合に10円を乗じて得た額に、別表第1に掲げる単位数を乗じて得た額

2 介護予防ケアマネジメント事業の支給額は、単価告示に掲げる安城市の地域区分に基づく介護予防支援の割合に10円を乗じて得た額に、別表第2に掲げる単位数を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定により算定した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、第1号事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(第1号事業の支給の額の特例)

2 令和3年4月1日から同年9月30日までの間に行われた第1号事業の支給額を算定する場合において、別表第1第1項第1号、第2項、第3項第1号、第4項第1号及び第2号並びに別表第2第1号の規定により算定する単位数については、これらの規定により算定する単位数の1,000分の1,001に相当する単位数による。

(臨時加算)

3 この要綱の施行の日から令和3年9月30日までの間は、改正後の別表第1の介護予防訪問サービス費の(1)、生活支援訪問サービス費、介護予防通所サービス費の(1)、生活支援通所サービス費の(1)及び(2)並びに別表第2の介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の(1)について、それぞれの所定単位数の1,000分の1,001に相当する単位数を算定する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に行われた第1号事業に係る支給額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前に行われた第1号事業に係る支給額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前に行われた第1号事業に係る支給額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前に行われた第1号事業に係る支給額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前に行われた第1号事業に係る支給額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前に行われた第1号事業に係る支給額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に行われた第1号事業に係る支給額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に行われた第1号事業に係る支給額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に行われた第1号事業に係る支給額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に行われた第1号事業に係る支給額については、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)

1 介護予防訪問サービス費

(1) 訪問型サービス費

ア 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (事業対象者、要支援1・2の者 1月につき)

(ア) 1週に1回程度の場合 1, 176単位

(イ) 1週に2回程度の場合 2, 349単位

(ウ) 1週に2回を超える程度の場合 3, 727単位

イ 1月当たりの回数を定める場合 (事業対象者、要支援1・2の者 1回につき)

(ア) 標準的な内容の指定介護予防訪問サービスである場合 287単位

(イ) 生活援助が中心である場合

- a 所要時間20分以上45分未満の場合 179単位
- b 所要時間45分以上の場合 220単位

注1 利用者に対して、指定介護予防訪問サービス事業所（安城市指定介護予防訪問サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱（平成30年4月1日施行。以下「介護予防訪問基準要綱」という。）第2条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問サービス（以下「指定介護予防訪問サービス」という。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（介護予防訪問基準要綱第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定介護予防訪問サービスを行った場合に、介護予防サービス計画（介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号。以下「指定介護予防訪問サービス等基準」という。）第14条に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）に位置づけられた標準的な回数又は内容で、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

- a ア 介護予防サービス・支援計画（介護予防サービス計画及び第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画をいう。以下同じ。）において指定介護予防訪問サービスが必要とされた者（介護予防サービス・支援計画において指定生活支援訪問サービスとの併用が必要とされた者を除く。）に対し指定介護予防訪問サービスを行った場合
- b イ（ア） 介護予防サービス・支援計画において指定介護予防訪問サービスと指定生活支援訪問サービスの併用が必要とされた者に指定介護予防訪問サービスを行った場合
- c イ（イ） 単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である指定介護予防訪問サービスを行った場合

注2 注1Cの場合にあつては、指定介護予防訪問サービスに現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画（指定介護予防訪問サービス等基準第40条

第2号に規定する訪問型サービス計画をいう。以下同じ。)に位置づけられた内容の指定介護予防訪問サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

注3 指定介護予防訪問サービス(イの場合に限る。)を行った場合の1月当たりの単位の合計の上限は、3,727とする。

注4 ア及びイ(ア)については、省令第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

注5 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第2号に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注6 厚生労働大臣が定める基準第2号の2に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注7 指定介護予防訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問サービス事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定介護予防訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定介護予防訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定介護予防訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、厚生労働大臣が定める基準第3号の2の規定に該当する指定介護予防訪問サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(指定介護予防訪問サービス事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注8 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型

居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、指定介護予防訪問サービス費は、算定しない。

注9 アについて、利用者が一の指定介護予防訪問サービス事業所において指定介護予防訪問サービスを受けている間は、当該指定介護予防訪問サービス事業所以外の指定介護予防訪問サービス事業所が指定介護予防訪問サービスを行った場合に、介護予防訪問サービス費は、算定しない。

(2) 初回加算 200単位(1月につき)

注 指定介護予防訪問サービス事業所において、新規に介護予防訪問サービス個別計画(介護予防訪問基準要綱第43条第2号の介護予防訪問サービス個別計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者(介護予防訪問基準要綱第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)が初回若しくは初回の指定介護予防訪問サービスを行った日の属する月に指定介護予防訪問サービスを行った場合又は当該指定介護予防訪問サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定介護予防訪問サービスを行った日の属する月に指定介護予防訪問サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(3) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位(1月につき)

イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位(1月につき)

注1 アについて、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。)第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問

サービス個別計画を作成し、当該介護予防訪問サービス個別計画に基づく指定介護予防訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定介護予防訪問サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注 2 イについて、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問サービス個別計画を作成した場合であつて、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問サービス個別計画に基づく指定介護予防訪問サービスを行ったときは、初回の指定介護予防訪問サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。

(4) 口腔^{くわう}連携強化加算 50単位

注 厚生労働大臣が定める基準第3号の3に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防訪問サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(5) 介護職員等処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準第4号に規定する基準に適合する介護職員等の

賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- a 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ア 第1号から第4号までにより算定した単位数の1000分の270に相当する単位数
- b 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 第1号から第4号までにより算定した単位数の1000分の287に相当する単位数
- c 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ア 第1号から第4号までにより算定した単位数の1000分の249に相当する単位数
- d 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 第1号から第4号までにより算定した単位数の1000分の266に相当する単位数
- e 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 第1号から第4号までにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数
- f 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 第1号から第4号までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

2 生活支援訪問サービス費

- (1) 生活支援訪問サービス費Ⅰ 968単位(1月につき)(事業対象者、要支援1・2の者 週1回程度の訪問)
- (2) 生活支援訪問サービス費Ⅱ 1,935単位(1月につき)(事業対象者、要支援1・2の者 週2回程度の訪問)
- (3) 生活支援訪問サービス費回数 237単位(1回につき)(事業対象者、要支援1・2の者)

注1 利用者に対して、指定生活支援訪問サービス事業所(安城市指定生活支援訪問サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱(平成30年4月1日施行。以下「生活支援訪問基準要綱」という。))第2条第1項第1号に規定する指定生活支援訪問サービス(以下「指定生活支援訪問サービス」という。))を行う事業所をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(生活支援訪問基準要綱第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、指定生活支援訪問サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置づけられた標準的な回数又は内容で、次に掲げる区分に応じ、そ

れぞれ所定単位数を算定する。

- a 生活支援訪問サービス費Ⅰ、生活支援訪問サービス費Ⅱ 介護予防サービス・支援計画において指定生活支援訪問サービスが必要とされた者（介護予防サービス・支援計画において指定介護予防訪問サービスと指定生活支援訪問サービスの併用が必要とされた者を除く。）に対し指定生活支援訪問サービスを行った場合
- b 生活支援訪問サービス費回数 介護予防サービス・支援計画において指定介護予防訪問サービスと指定生活支援訪問サービスの併用が必要とされた者に指定生活支援訪問サービスを行った場合

注2 厚生労働大臣が定める基準第2号に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 厚生労働大臣が定める基準第2号の2に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 指定生活支援訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定生活支援訪問サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定生活支援訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定生活支援訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定生活支援訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定生活支援訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定生活支援訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、厚生労働大臣が定める基準第3号の2の規定に該当する指定生活支援訪問サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定生活支援訪問サービス事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定生活支援訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注5 省令第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合に、生活支援訪問サービス費は、当該月において算定しない。

注6 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、生活支援訪問サービス費は算定しない。

注7 利用者が一の指定生活支援訪問サービス事業所において生活支援訪問サービスを受けている間は、当該指定生活支援訪問サービス事業所以外の指定生活支援訪問サービス事業所が指定生活支援訪問サービスを行った場合に、生活支援訪問サービス費は算定しない。

3 介護予防通所サービス費

(1) 通所型サービス費

ア 通所型サービス費 11 1, 798 単位 (1月につき) (事業対象者、要支援1の者 週1回程度の通所)

イ 通所型サービス費 / 2 12 1, 798 単位 (1月につき) (事業対象者、要支援2の者 週1回程度の通所)

ウ 通所型サービス費 12 3, 621 単位 (1月につき) (事業対象者、要支援2の者 週2回程度の通所)

エ 通所型サービス費 21 436 単位 (1回につき) (事業対象者、要支援1の者 週1回程度の通所)

オ 通所型サービス費 / 2 22 436 単位 (1回につき) (事業対象者、要支援2の者 週1回程度の通所)

カ 通所型サービス費 22 447 単位 (1回につき) (事業対象者、要支援2の者 週2回程度の通所)

注1 安城市指定介護予防通所サービスの事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱 (平成30年4月1日施行。以下「介護予防通所基準要綱」という。) 第5条に規定する従業者の員数を置いているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所 (介護予防通所基準要綱第2条第1項第1号に規定する指定介護予防通所サービス (以下「指定介護予防通所サービス」という。) を行う事業所をいう。以下同じ。) において、指定介護予防通所サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置づけられた標準的な回数又は内容で、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数

を算定する。

- a 通所型サービス費 1 1、通所型サービス費 / 2 1 2、通所型サービス費 1 2 介護予防サービス・支援計画において指定介護予防通所サービスが必要とされた者（介護予防サービス・支援計画において指定介護予防通所サービスと指定生活支援通所サービスの併用が必要とされる者を除く。）に対し指定介護予防通所サービスを行った場合
- b 通所型サービス費 2 1、通所型サービス費 / 2 2 2、通所型サービス費 2 2 介護予防サービス・支援計画において指定介護予防通所サービスと指定生活支援通所サービスの併用が必要とされる者に指定介護予防通所サービスを行った場合

注 2 厚生労働大臣が定める基準第 2 号に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 1 0 0 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 3 厚生労働大臣が定める基準第 2 号の 2 に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 1 0 0 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 4 指定介護予防通所サービスと指定生活支援通所サービスの併用におけるこれらのサービスの 1 月当たりの単位の合計の上限は、通所型サービス費 2 1 又は通所型サービス費 / 2 2 2 と指定生活支援通所サービス費にあっては 1, 7 9 8、通所型サービス費 2 2 と指定生活支援通所サービス費にあっては 3, 6 2 1 とする。

注 5 介護予防通所基準要綱に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合又は看護職員若しくは介護職員の員数が介護予防通所基準要綱第 5 条に定める員数を置いていない場合は、所定単位数に 1 0 0 分の 7 0 を乗じる方法で単位数を算定する。

注 6 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所サービス費は算定しない。

注 7 利用者が一の指定介護予防通所サービス事業所において指定介護予防通所サービスを受けている間は、当該指定介護予防通所サービス事業所以外の指定介護予防通所サービス事業所が指定介護予防通所サービスを行った場合

に、介護予防通所サービス費は、算定しない。

注8 利用者が短期集中型介護予防サービス事業所において短期集中型介護予防サービスを受けている間は、指定介護予防通所サービス事業所が指定介護予防通所サービスを行った場合に、介護予防通所サービス費は、算定しない。

注9 指定介護予防通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所サービス事業所と同一建物から当該指定介護予防通所サービス事業所に通う者に対し、指定介護予防通所サービスを行った場合は、次に掲げる単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

a ア又はイを算定している場合（1月につき） 376単位

b ウを算定している場合（1月につき） 752単位

c エ、オ又はカを算定している場合（1回につき） 94単位

注10 利用者に対して、その居宅と指定介護予防通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（ア又はイを算定している場合は1月につき376単位を、ウを算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注9を算定している場合は、この限りでない。

(2) 生活機能向上グループ活動加算 100単位（1月につき）

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、加算しない。

a 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師及びきゅう師を含む。）その他指定介護予防通所サービス事業所の指定介護予防通所サービス従事者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所サービ

ス個別計画（介護予防通所基準要綱第41条第2号の介護予防通所サービス個別計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

b 介護予防通所サービス個別計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

c 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(3) 若年性認知症利用者受入加算 240単位（1月につき）

注 厚生労働大臣が定める基準第18号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所において、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者又は事業対象者となった者に対して指定介護予防通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(4) 栄養アセスメント加算 50単位（1月につき）

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

a 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士を1名以上配置していること。

b 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

c 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

d 基準適合指定介護予防通所サービス事業所であること。

(5) 栄養改善加算 200単位（1月につき）

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的实施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

a 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士を1人以上配置していること。

b 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成していること。

c 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

d 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

e 基準適合指定介護予防通所サービス事業所であること。

(6) 口腔機能向上加算

注 厚生労働大臣が定める基準第132号で準用する厚生労働大臣が定める基準第20号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的实施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この号及び次号において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかの加算を算定している場合においては、他方の加算は算定しない。

a 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位（1月につき）

（注）口腔機能向上サービスを行った場合に算定する。

b 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位（1月につき）

(注) 口腔機能向上加算 (I) の取組に加え、口腔機能改善管理指導等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定する。

(7) 一体的サービス提供加算 480単位

注 厚生労働大臣が定める基準第133号に規定する基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、第5号又は前号を算定している場合は、算定しない。

(8) サービス提供体制強化加算

注 次に掲げるいずれかの基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が利用者に対し指定介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の介護予防サービス・支援計画において1週に指定介護予防通所サービスが必要とされた回数に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

a サービス提供体制強化加算 (I) (基準適合指定介護予防通所サービス事業所で、かつ、当該指定介護予防通所サービス事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。)

(a) 事業対象者・要支援1 88単位 (1月につき・週1回程度の通所)

(b) 要支援2 88単位 (1月につき・週1回程度の通所)

(c) 事業対象者・要支援2 176単位 (1月につき・週2回程度の通所)

b サービス提供体制強化加算 (II) (基準適合指定介護予防通所サービス事業所で、かつ、当該指定介護予防通所サービス事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。)

(a) 事業対象者・要支援1 72単位 (1月につき・週1回程度の通所)

(b) 要支援2 72単位 (1月につき・週1回程度の通所)

(c) 事業対象者・要支援2 144単位 (1月につき・週2回程度の通所)

所)

- c サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（基準適合指定介護予防通所サービス事業所で、かつ、指定介護予防通所サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。）
- (a) 事業対象者・要支援1 24単位（1月につき・週1回程度の通所）
- (b) 要支援2 24単位（1月につき・週1回程度の通所）
- (c) 事業対象者・要支援2 48単位（1月につき・週2回程度の通所）

(9) 生活機能向上連携加算

注 厚生労働大臣が定める基準第15号の2に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、生活機能向上連携加算（Ⅰ）にあつては利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として1月につき、生活機能向上連携加算（Ⅱ）にあつては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、生活機能向上連携加算（Ⅰ）又は生活機能向上連携加算（Ⅱ）のいずれかの加算を算定している場合においては、他方の加算は算定しない。

- a 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）

(注) 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等した場合に算定する。

- b 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）

(注) 訪問・通所リハビリテーションの理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは医師が訪問して行う場合に算定する。

(10) 口腔・栄養スクリーニング加算

注 基準適合指定介護予防通所サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のス

クリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）又は口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）のいずれかの加算を算定している場合においては、他方の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

a 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位（1回につき）

（注）利用者の口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い、その確認した情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合（栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算があるときを除く。）に算定する。

b 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位（1回につき）

（注）利用者が、栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）を算定できない場合に、口腔の健康状態又は栄養状態の確認を行い、その確認した情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合に算定する。

（11）科学的介護推進体制加算 40単位（1月につき）

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し指定介護予防通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

a 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

b 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、指定介護予防通所サービスの提供に当たって、aに規定する情報その他指定介護予防通所サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

（12）介護職員等処遇改善加算

注1 厚生労働大臣が定める基準第24号で準用する厚生労働大臣が定める基準第4号に規定する基準の例に従い介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所（利用定員が19人以上である場合に限る。）が、利用者に対し、指定介護予防通所サービ

スを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- a 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ア 第1号から第11号までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- b 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 第1号から第11号までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数
- c 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ア 第1号から第11号までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- d 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 第1号から第11号までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- e 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 第1号から第11号までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数
- f 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 第1号から第11号までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

注2 厚生労働大臣が定める基準第24号で準用する厚生労働大臣が定める基準第4号に規定する基準の例に従い介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所（利用定員が19人未満である場合に限る。）が、利用者に対し、指定介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- a 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ア 第1号から第11号までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数
- b 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 第1号から第11号までにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数
- c 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ア 第1号から第11号までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数
- d 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 第1号から第11号までにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数
- e 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 第1号から第11号までにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数

f 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 第1号から第11号までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

4 生活支援通所サービス費

（1）生活支援通所サービス費（機能訓練型）

- ア 機能訓練型1 1, 430単位
（事業対象者、要支援1・2の者 1月につき・週1回程度の通所）
- イ 機能訓練型2 2, 917単位
（事業対象者、要支援2の者 1月につき・週2回程度の通所）
- ウ 機能訓練型1回数 354単位
（事業対象者、要支援1・2の者 1回につき・週1回程度の通所）
- エ 機能訓練型2回数 362単位
（事業対象者、要支援2の者 1回につき・週2回程度の通所）

（2）生活支援通所サービス費（ミニデイ型）

- ア ミニデイ型1 1, 363単位
（事業対象者、要支援1・2の者 1月につき・週1回程度の通所）
- イ ミニデイ型2 2, 781単位
（事業対象者、要支援2 1月につき・週2回程度の通所）
- ウ ミニデイ型1回数 337単位
（事業対象者、要支援1・2の者 1回につき・週1回程度の通所）
- エ ミニデイ型2回数 345単位
（事業対象者、要支援2の者 1回につき・週2回程度の通所）

注1 安城市指定生活支援通所サービスの事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱（平成30年4月1日施行。以下「生活支援通所基準要綱」という。）第5条に規定する従業者の員数を置いているものとして市長に届け出た指定生活支援通所サービス事業所（生活支援通所基準要綱第2条第1項第1号に規定する指定生活支援通所サービス（以下「指定生活支援通所サービス」という。）を行う事業所をいう。以下同じ。）において、指定生活支援通所サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置づけられた標準的な回数又は内容で、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

a 機能訓練型1、機能訓練型2、ミニデイ型1、ミニデイ型2 介護予防サービス・支援計画において指定生活支援通所サービスが必要とされた者

(介護予防サービス・支援計画において介護予防通所サービスと生活支援通所サービスの併用が必要とされる者を除く。) に対し指定生活支援通所サービスを行った場合

- b 機能訓練型 1 回数、機能訓練型 2 回数、ミニデイ型 1 回数、ミニデイ型 2 回数 介護予防サービス・支援計画において介護予防通所サービスと生活支援通所サービスの併用が必要とされる者に対し指定生活支援通所サービスを行った場合

注 2 厚生労働大臣が定める基準第 2 号に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 3 厚生労働大臣が定める基準第 2 号の 2 に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 4 生活支援通所基準要綱に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合又は介護職員の員数が、生活支援通所基準要綱第 5 条に規定する従業者の員数を置いていない場合は、所定単位数に 100 分の 70 を乗じる方法で単位数を算定する。

注 5 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、生活支援通所サービス費は、算定しない。

注 6 利用者が一の指定生活支援通所サービス事業所において指定生活支援通所サービスを受けている間は、当該指定生活支援通所サービス事業所以外の指定生活支援通所サービス事業所が指定生活支援通所サービスを行った場合に、生活支援通所サービス費は、算定しない。

注 7 利用者が短期集中型介護予防サービス事業所において短期集中型介護予防サービスを受けている間は、指定生活支援通所サービス事業所が指定生活支援通所サービスを行った場合に、生活支援通所サービス費は算定しない。

注 8 利用者に対して、その居宅と生活支援通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位を所定単位数から減算する。

別表第 2 (第 3 条関係)

介護予防ケアマネジメント費

(1) 介護予防ケアマネジメント費

ア ケアマネジメントA 442単位（要支援1・2の者 1月につき） 介護予防支援に相当するもの

イ ケアマネジメントC 442単位（要支援1・2の者 1月につき） 基本的にサービス利用開始時のみケアマネジメントを行うもの

注1 厚生労働大臣が定める基準第2号に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注2 厚生労働大臣が定める基準第2号の2に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(2) 初回加算 300単位（1月につき）

注 新規に介護予防ケアプラン（介護予防ケアマネジメント事業所（介護予防ケアマネジメントを行う事業所をいう。以下同じ。）が作成する介護予防サービス・支援計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス・支援計画をいう。）に類するものをいう。以下同じ。）を作成する利用者に介護予防ケアマネジメントを行った場合については、1月につき所定単位数を加算する。

(3) 委託連携加算 300単位（1回を限度）

注 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防ケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

(4) 介護職員等処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準第137号で準用する厚生労働大臣が定める基準第10号の2に規定する基準の例に従い介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防ケアマネジメント事業所が、利用者に対し、介護予防ケアマネジメントを行った場合は、第1号から第3号

までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。